

# 令和元年度「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業 (中小企業等外国出願支援事業)」公募のお知らせ

～ 特許、意匠、商標等を外国へ出願する経費の一部を支援します ～

公益財団法人くまもと産業支援財団

公益財団法人くまもと産業支援財団では、特許等を活用して国際的な事業展開を目指し、戦略的に外国出願を行う地域中小企業者等に対し、外国出願に要する経費の一部を補助します。

**この度、募集を実施致します**ので、希望される中小企業者のみなさんは、以下の要領で応募してください。

- ◆応募資格 熊本県内に事業所を有し、以下の要件に全て合致する中小企業者が対象となります。
- (1) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業であること
  - (2) 助成を希望する出願に関し、外国で権利を取得した場合に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業であること
  - (3) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等を行っている出願であって、年内に外国特許庁への出願を行う予定があること
  - (4) 国内の先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること
  - (5) **令和2年1月31日まで**に外国特許庁への出願を完了するとともに、実績報告が完了する予定の出願であること

- ◆補助内容
- 補助率 補助対象経費の2分の1以内
  - 補助限度額 1企業(グループ)に対する1事業年度内の補助金の総額は300万円以内
  - 案件ごとの上限額
    - ・特許 150万円
    - ・実用新案、意匠、商標 60万円
    - ・冒認対策商標 30万円※採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額されることがあります。
  - 補助対象経費
    - ・外国出願手数料・翻訳費用・現地代理人費用・国内代理人費用 など
  - 補助対象とならない経費
    - ・国内出願費用・対象国以外のPCT出願費用・国内消費税および地方消費税・外国における付加価値税 など

◆**募集期間** 令和元年5月24日（金）～令和元年6月17日（月）17：00まで

◆**選考方法** ■財団の選考委員会で選考のうえ、令和元年6月中旬頃対象企業を決定する予定です。（採択等の結果は文書にて通知します。）  
なお、選定の経過や内容については、お答えできませんのでご了承ください。

◆**応募方法** ■応募される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、下記窓口に持参又は郵送してください。  
※申請書様式、募集要領及び実施要領は、公益財団法人くまもと産業支援財団のホームページ (<http://www.kmt-ti.or.jp>) からダウンロードできます。  
※応募を検討される方は、事前に下記窓口までご連絡をお願いします。

◆**注意事項** ■補助対象事業完了の翌年度から5年間、事業化状況等の確認を行います。  
■補助対象事業に関する経理書類については、事業終了後5年間保存するとともに、他の経理とは明確に区分して保管していただきます。  
■本事業と国等が実施する補助事業や委託事業を重複して利用することはできません。  
■財団からの交付決定前に外国出願した案件は対象となりません。  
■提出いただいた申請書及び添付書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。

◆**提出先** 公益財団法人くまもと産業支援財団  
企業支援部 産学連携推進室 担当：山内、田口  
〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原 2081-10  
TEL：096-286-3300  
FAX：096-286-3929  
e-mail：yamauchi@kmt-ti.or.jp